



日本ファミリーホーム協議会 令和7年度第1回運営会議 行政説明

令和7年7月1日
こども家庭庁支援局家庭福祉課
課長 小松 秀夫

令和 7 年度予算・ 令和 6 年度補正予算について

＜児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）＞ 令和7年度予算 1,591億円（1,485億円）
令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

＜令和6年度補正予算＞

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

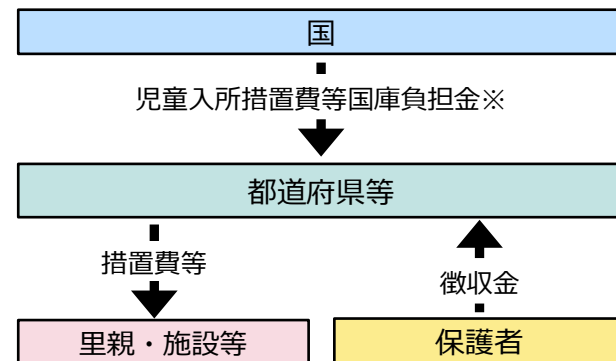
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



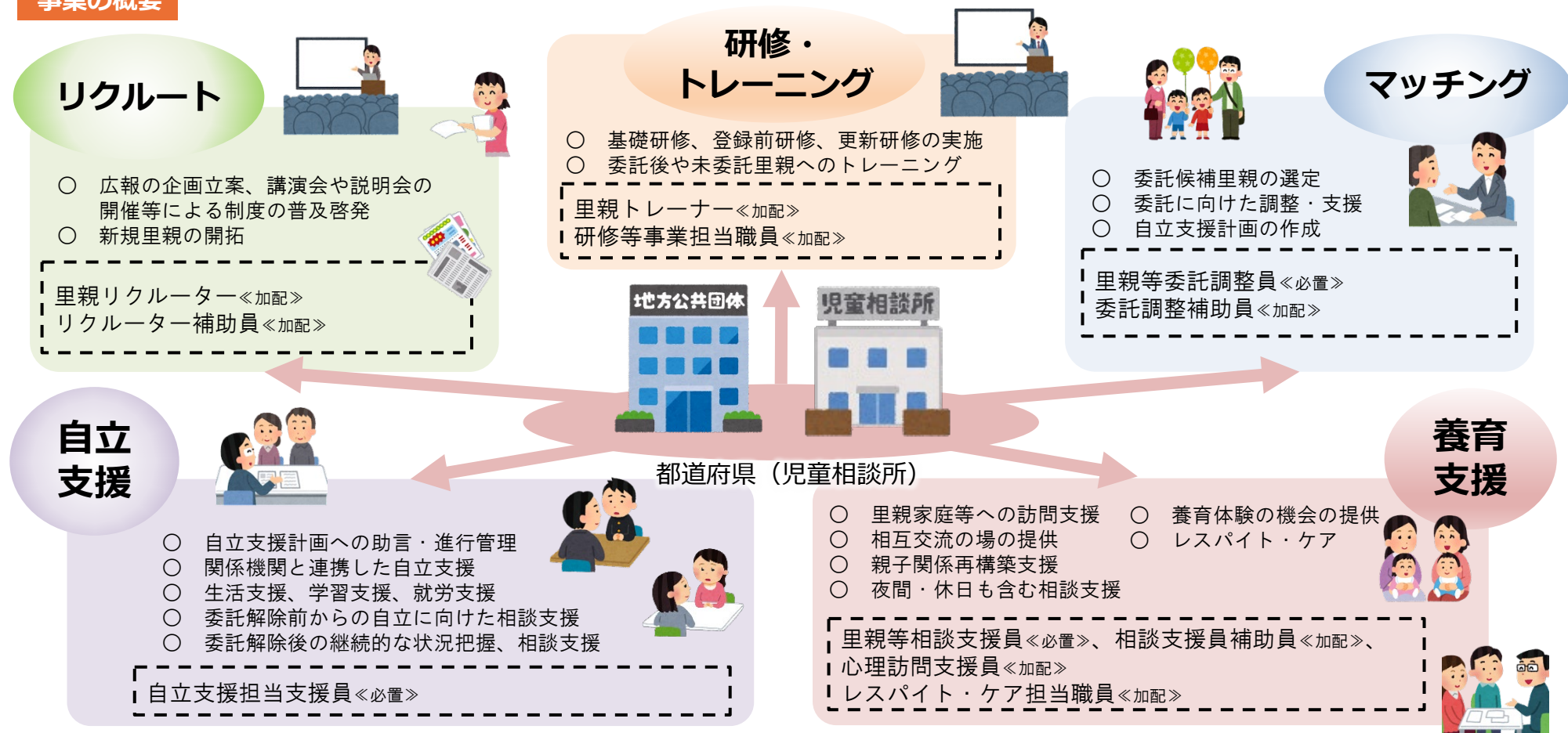
※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 0.6億円

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



＜拡充内容＞ 障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行い、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

（１）障害児里親等支援体制強化事業《新規》

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和６年度末で終了する。

（２）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）《拡充》

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和６年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和６年度末で終了する。《見直し》

＜令和６年度補正予算＞

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （１）１か所当たり 2,309千円

※拡充分 （２）１か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、こどもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親等研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要なとなる研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

（３）里親等委託推進事業

こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）障害児里親等支援体制強化事業＜新規＞

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

（７）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（８）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円《拡充》
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円
35件以上	1 か所当たり	2,539千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,936千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円
研修受講促進費	1 人当たり	40千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	4,246千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,544千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円《新規》
⑨里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円《拡充》
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,780千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,360千円
35件以上	1 か所当たり	2,939千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑩養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円《拡充》
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円《新規》

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

(1) 養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

(2) 養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

(3) 障害児里親等支援体制強化事業<新規>

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。

(1) 養子縁組制度普及促進事業



(2) 養親訪問等支援事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

(1) ア 基本分

都道府県等が実施する場合・・・1自治体当たり 1,623千円
委託して実施する場合・・・1か所当たり 1,623千円

イ 市町村連携加算

市町村連携コーディネーターの配置・・・1か所当たり 5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置・1か所当たり 1,876千円

(2) ア 基本分・・・1か所当たり 9,931千円

イ 養親相談支援員（補助員）加算

里親等委託児童数

20人以上40人未満・・・1か所当たり 2,462千円
40人以上60人未満・・・1か所当たり 4,503千円
60人以上80人未満・・・1か所当たり 8,144千円
80人以上・・・1か所当たり 10,985千円

ウ 心理訪問支援員加算

常勤で配置する場合・・・1か所当たり 5,166千円
非常勤で配置する場合・・・1か所当たり 1,552千円

エ 夜間・土日相談対応強化加算

24時間365日の場合・・・1か所当たり 6,150千円
上記以外・・・1か所当たり 2,938千円

(3) 障害児里親等支援体制強化事業・・・1か所当たり 2,309千円

(※) 本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

（１）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発＜拡充＞

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。

（２）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

（３）都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（１）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



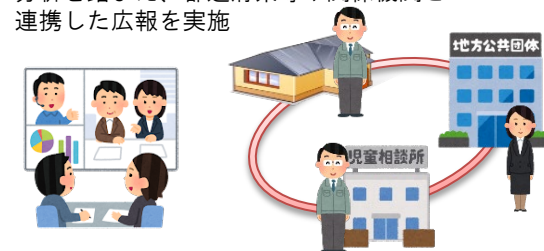
＜特設サイトの開設＞

- ・ それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・ 分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実に図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

（1）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業《拡充》

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実に図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

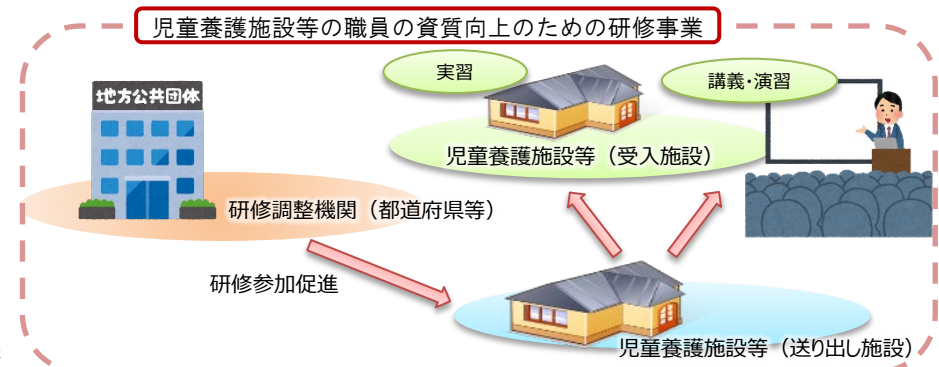
（2）児童養護施設等の職員人材確保支援事業

① 実習生に対する指導

児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

② 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



（3）児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業《新規》

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

（4）児童養護施設等への就職促進支援事業《新規》

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】	（1）①宿泊あり	1人当たり	133千円
	宿泊なし	1人当たり	73千円
	②送り出し施設	1人当たり	1,055千円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992千円
	③1自治体当たり（各施設種別単位）		2,707千円
	（2）①受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	②受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	（3）1自治体当たり		4,200千円
	（4）1自治体当たり		450千円

【補助割合】（3）以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

（3）国：10/10

【対象施設】

（1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）

（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。

（2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

（3）、（4）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（※）（3）（4）については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

（3）の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

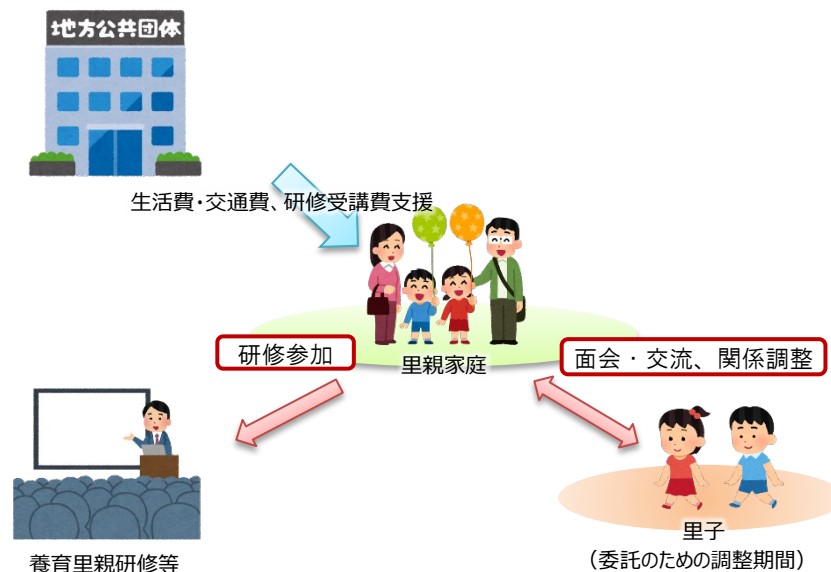
事業の概要

（１）生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（２）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 （１）生活費等支援

1人当たり日額 5,400円

（２）研修受講支援

①研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 3,490円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 50,290円

②テキスト費用

1研修当たり 20,000円

③考査代

1研修当たり 9,000円

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和7年度予算 77百万円（74百万円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

（1）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

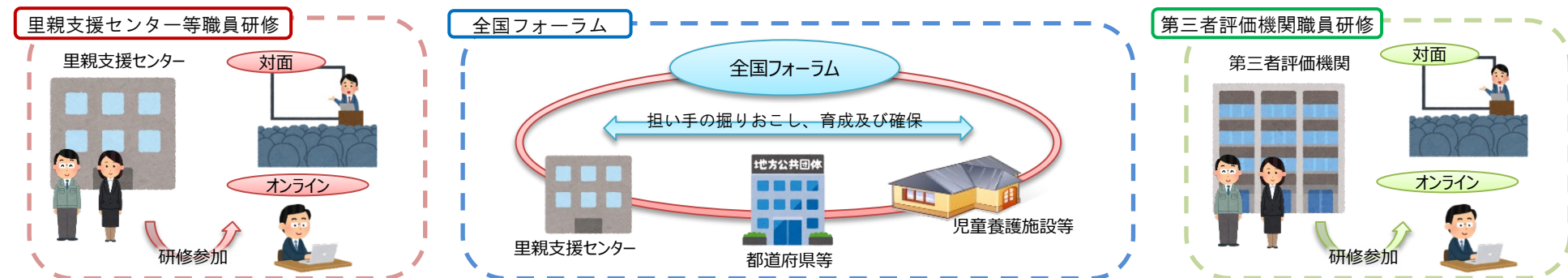
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

（3）第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】76,687千円

令和6年度補正予算 2.0億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所について、各都道府県が策定する社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）に基づく整備目標の達成が可能となるよう、改修費や開設準備経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。また、里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 熱中症によるこどもの死亡数が増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての児童養護施設等において設置が可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

（1）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

里親支援センターの開設準備経費（設備整備及び備品購入費用）及び改修費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

（2）里親負担軽減事業

里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（3）児童養護施設等（※）における熱中症防止対策支援事業

熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

（4）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）同上

補助基準額

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）1か所当たり：8,000千円 | （2）1自治体当たり：500千円 |
| （3）1か所当たり：1,000千円 | （4）1か所当たり：100千円 |

実施主体

- （1）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）
- （2）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- （3）北海道、札幌市、旭川市、函館市、市及び福祉事務所設置町村（北海道管内の市町村に限る。）
- （4）都道府県、市町村

補助率

- （1）国：1/2（2/3（※¹）、3/4（※²））
（都道府県等：1/2（1/3（※¹）、1/4（※²））、または、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※¹）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。
（※²）里親支援センターの開設準備経費
- （2）国：1/2
（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- （3）国：1/2
（都道府県等：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- （4）国：1/2
（都道府県等：1/4、事業者：1/4）

令和6年度補正予算 0.6億円

※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。
- 本事業は、概ね3年間程度のモデル事業とし、毎年度自治体からこども家庭庁に協議の上、採択を行い、自治体の先駆的な取組成果を横展開することで、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

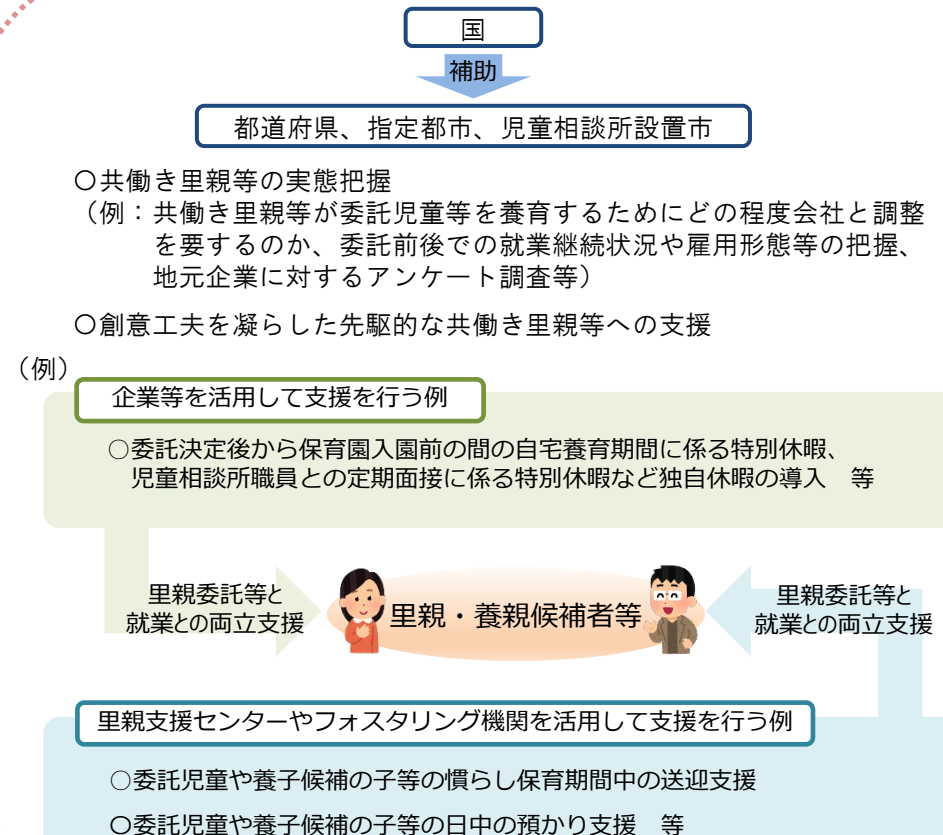
【補助基準額】

1 か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国 : 10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>

令和6年度予算：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算

令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用（令和6年度単価 158,000円）を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,270円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（１）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（２）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（３）児童相談所ＯＢ等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所ＯＢ等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（４）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（５）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	（１）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,534千円
	（２）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,534千円
	（３）児童相談所ＯＢ等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
	（４）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,532千円
	（５）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円

【対象施設等】

- （１）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （２）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、
妊産婦等生活援助事業所
- （３）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （５）社会的養護自立支援拠点事業所

※（４）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

社会的養護に関する施策の一覧について

参考

- 社会的養護に関する施策について、「在宅等への支援」、「里親等への支援」、「施設養護への支援」、「社会的養護経験者等への自立支援」により推進。
- 併せて、それぞれの支援の中核となる「人材の確保・育成・定着への支援」を実施。

在宅等への支援 《児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化等》

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 市町村がこども家庭センターや児童家庭支援センター等と連携して、児童養護施設や里親家庭等における子育て短期支援事業（ショートステイ）をはじめとした家庭支援事業を着実に実施するための支援 等

里親等への支援

《里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等》

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォostリング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催 等

施設養護への支援

《小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等》

- 乳児院や児童養護施設等による保護者のないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進 等

社会的養護経験者等への自立支援 《社会的養護経験者等への支援の強化》

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査 等

人材の確保・育成・定着への支援 《社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進》

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォostリング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施 等

社会的養護に関する主な事業の一覧①

○在宅等への支援

事業名	内容	参考
児童家庭支援センター運営等事業	・こどもや家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行う。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童入所施設措置費	・児童相談所が児童家庭支援センター等に指導委託を行った場合の経費を支弁する。 ・入所等児童の保護者等に対する相談援助を行うほか、地域の子育て家庭への支援などの業務を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	(補助金名) 児童入所施設措置費等国庫負担金
子育て短期支援事業	・保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等や里親家庭等において一定期間、養育・保護を行う。	(補助金名) 子ども・子育て支援交付金

○里親等への支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費(再掲)	・里親・ファミリーホームにおけるこどもの養育に必要な費用や里親支援センターの運営に要する費用を支弁する。 ・施設の機能や専門性を活かし、里親等やその養育される児童への支援などの業務を担う里親支援専門相談員を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	(補助金名) 児童入所施設措置費等国庫負担金
里親養育包括支援(フォスターリング)事業	・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。 ・共働き里親等が委託児童等を養育するための環境整備のための先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。【R6補正予算】	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	・里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入等を行う。【R6補正予算】 ・里親が、自身と委託されたこどもの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。【R6補正予算】	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親への委託前養育支援事業	・里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業	・里親制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。	(実施主体)民間団体

社会的養護に関する主な事業の一覧②

○施設養護への支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費（再掲）	・乳児院や児童養護施設等におけるこどもの養育に必要な費用を支弁する。 ・小規模化・地域分散化したユニットにおける職員の加配を実施する。	（補助金名） 児童入所施設措置費等国庫負担金
児童養護施設等体制強化事業	・乳児院や児童養護施設等職員の業務負担軽減のため、補助者等の雇上げを行う。 ・乳児院や児童養護施設等職員に対して、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズ等を実施する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
乳児院等多機能化推進事業	・乳児院や児童養護施設等における保護者等が子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図るため、育児指導担当職員を配置する。 ・医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置する。 ・障害等を有する児童に係る入所前の連絡調整や入所中の支援のため、障害児等受入調整員を配置する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	・乳児院や児童養護施設等の「高機能化」及び「多機能化」に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
次世代育成支援対策施設整備交付金	・乳児院及び児童養護施設において、小規模かつ地域分散化のための施設改修等を行う。 ※補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を令和11年度末まで引き続き実施。	（補助金名） 次世代育成支援対策施設整備交付金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）	・乳児院や児童養護施設等において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。【R6補正予算】 ・乳児院や児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金

社会的養護に関する主な事業の一覧③

○社会的養護経験者等への自立支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費（再掲）	・児童自立生活援助事業における援助の実施に要する費用を支弁する。 ・入所児童等の退所前後の自立に向けた支援などの業務を担う自立支援担当職員を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	（補助金名） 児童入所施設措置費等国庫負担金
社会的養護自立支援拠点事業	・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流の場を開設し、情報提供、相談・助言、関連機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合には、一時的に滞在できる居住支援・生活支援を行う。	（補助金名） 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）
休日夜間緊急支援事業	・社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等体制強化事業（再掲）	・社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）	・社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入等を行う。 【R6補正予算】	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
社会的養護自立支援実態把握事業	・社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
身元保証人確保対策事業	・児童養護施設等に入所中又は退所したこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行う。【R6補正予算】	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築する。	（実施主体）民間団体

社会的養護に関する主な事業の一覧④

○里親、施設、事業所等 社会的養護に関わる人材の確保・育成・定着支援

事業名	内容	参考
基幹的職員研修事業	・乳児院や児童養護施設等において、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	・各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進すること等により、職員の資質向上及び研修指導者の養成を行う。 ・人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 ・乳児院や児童養護施設等の職員の確保のため、児童養護施設等への就職を志す学生や社会人経験者などを対象とした就職相談会や施設見学会を開催する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親支援センター等人材育成事業	・里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院や児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催等を行う。	（実施主体）民間団体
社会的養護魅力発信等事業	働く場所として乳児院や児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援する。	（実施主体）民間団体

令和 4 年改正児童福祉法に基づく 実施状況等について

里親支援センターについて

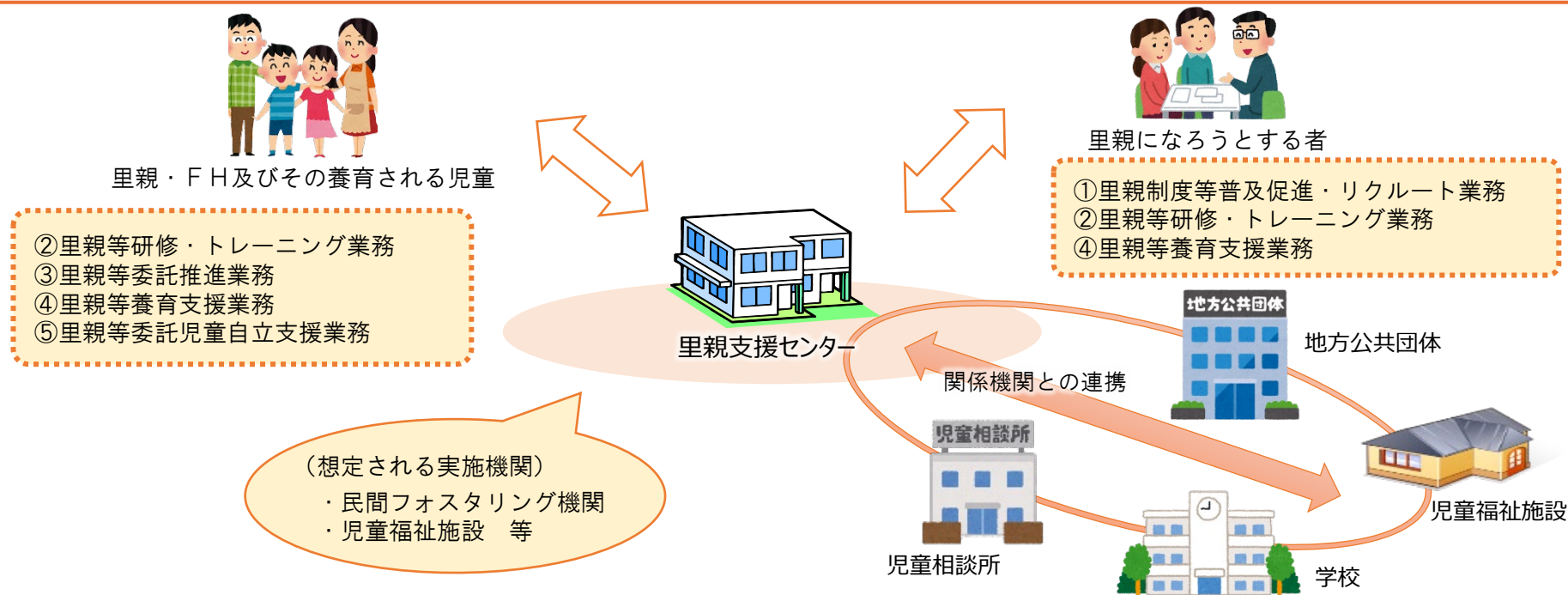
概要

<令和4年改正児童福祉法の概要>

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ、里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<里親支援センターについて>

- 里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング業務、③里親等委託推進業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。



【職員体制】

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。 ・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

(※) 登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➢ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親等になることを希望する者の開拓を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

➢ 基礎研修、登録前研修及び更新研修や、未委託里親等に対する研修・トレーニングを実施する。

③ 里親等委託推進業務

- 委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整・支援等を行う。
- 自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。
- 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を開催・参画する。

④ 里親等養育支援業務

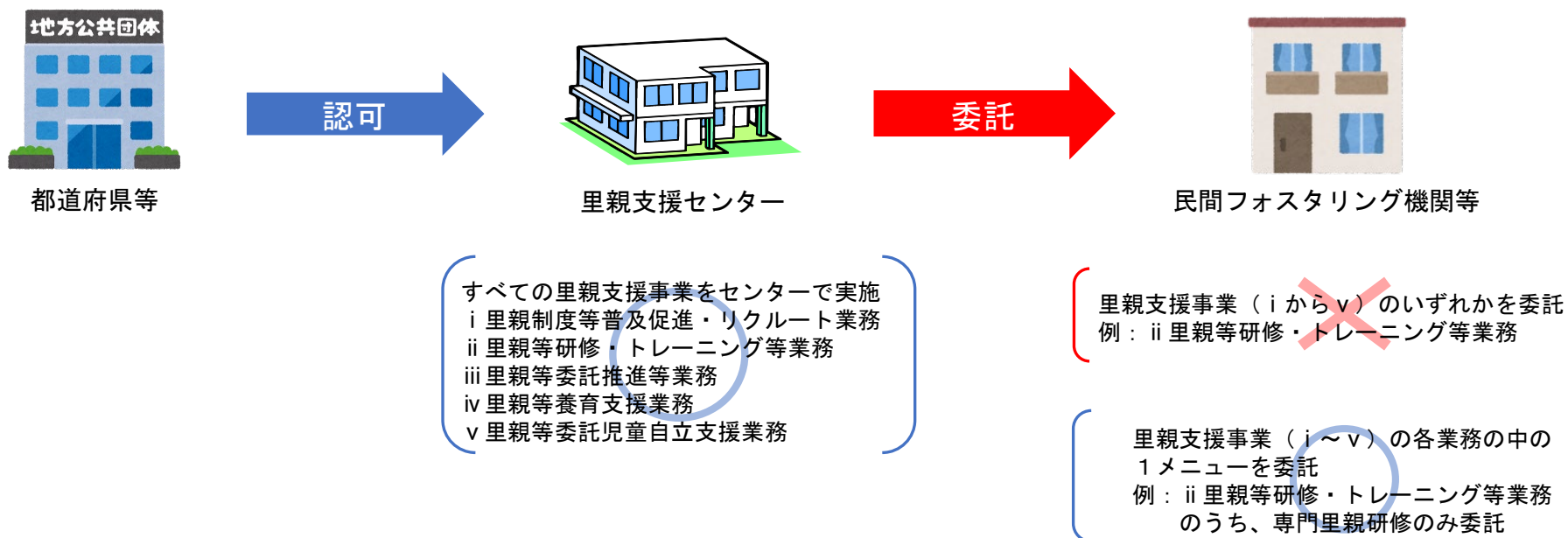
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設の間の調整を行う。
- 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

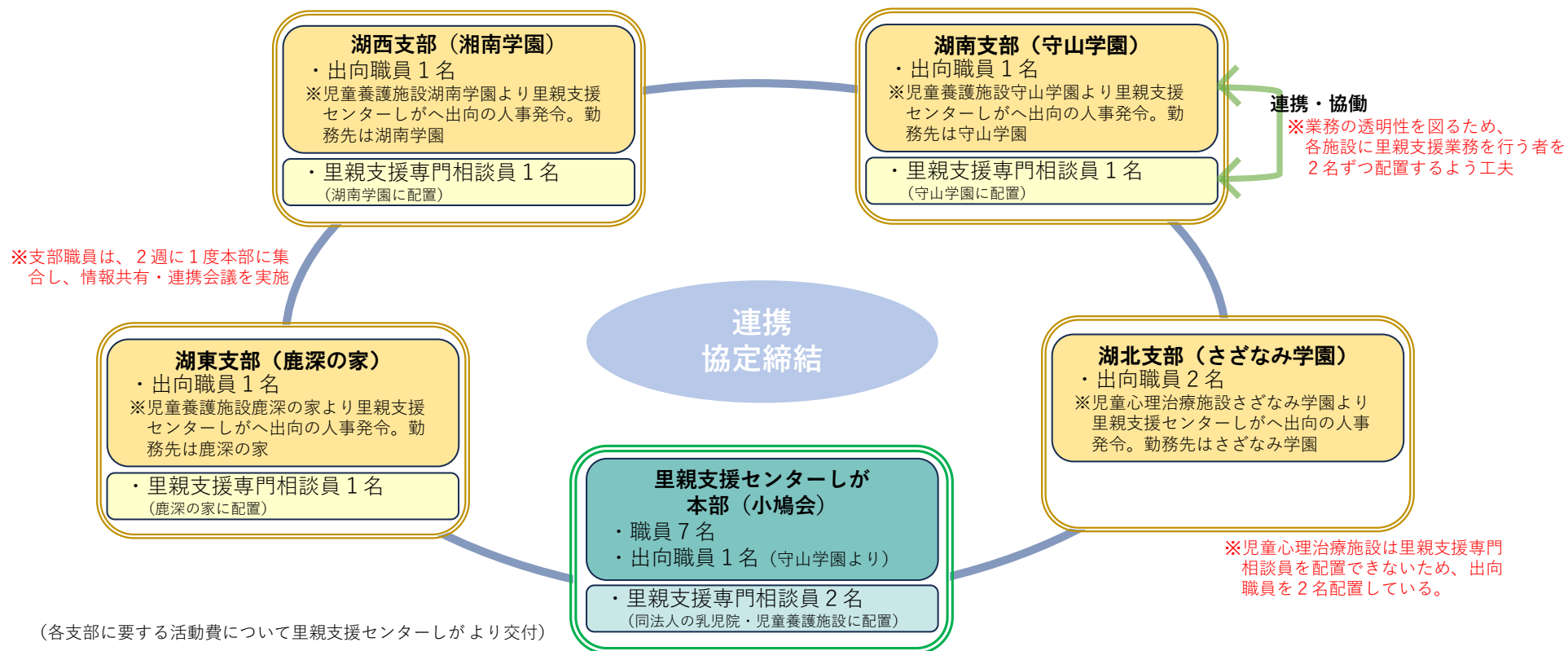
- 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、自立支援計画への助言及び進行管理や、委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等を行う。

- ① 里親支援センターは、里親支援事業（ⅰ 里親制度等普及促進・リクルート業務、ⅱ 里親等研修・トレーニング等業務、ⅲ 里親等委託推進等業務、ⅳ 里親等養育支援業務、ⅴ 里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。
（児童福祉法第11条第1項第2号、第44条の3第1項）
- ② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、ⅰ からⅴ までの業務のうち、例えば、ⅱ の業務のすべてを他の民間フォスティング機関等に委託して実施することは不可能である。
- ③ ただし、ⅰ からⅴ までの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の1メニューを委託（例えば、ⅱ 里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

【イメージ図】



運営体制



役割分担

<本部の業務>

- ・ 里親情報の一元管理、行政機関等の他機関との連絡・調整

<支部の業務>

- ・ 施設入所児童の里親等委託調整
- ・ 認定前研修・更新研修の施設実習の調整
- ・ 施設入所児童ホームステイ（週末・短期里親）の調整・実施

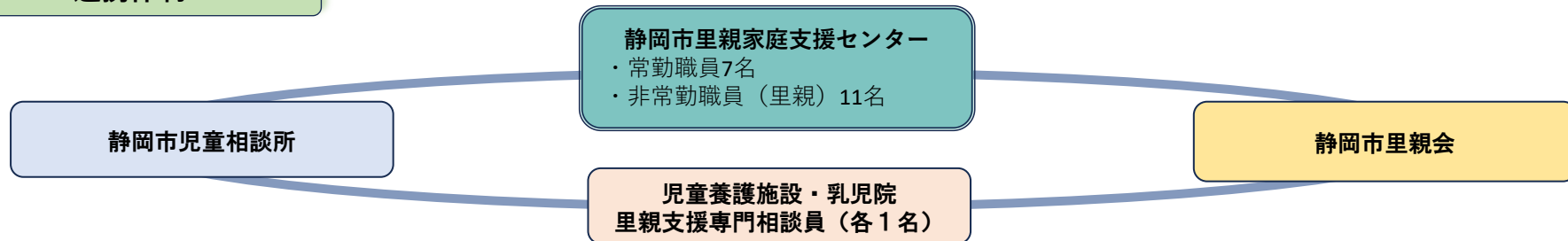
<共通の業務>

- ・ リクルート・研修等の企画・実施
- ・ 里親家庭訪問（未委託里親・縁組成立後の里親含む）の実施
- ・ レスパイト・ケアの調整・実施

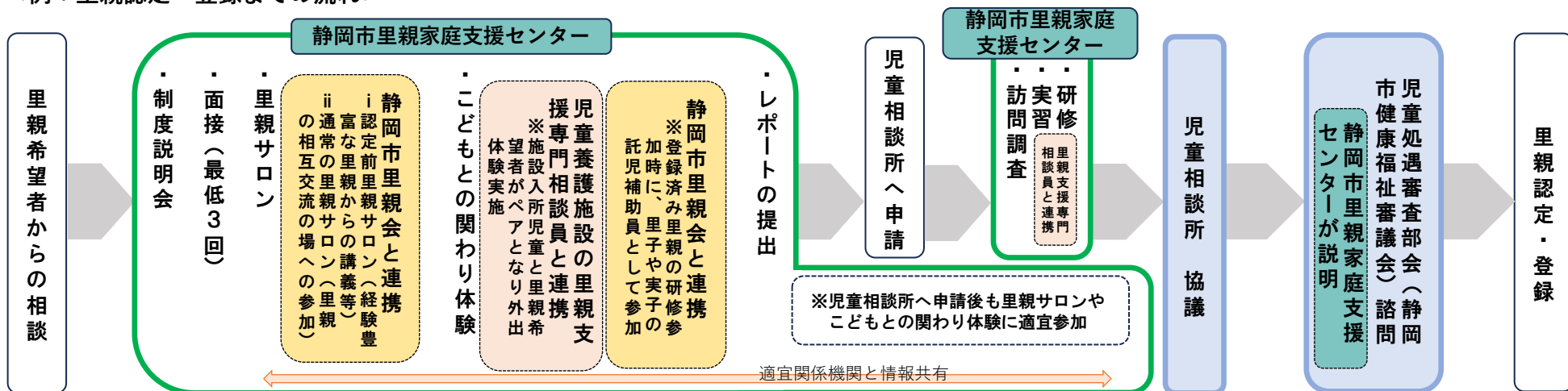
取組の効果

- ・ 里親支援センター長のもと、**県内全域の里親支援に係る方針が本部及び支部において統一され、一貫した里親支援の質の確保を図ることができる。**
- ・ **本部で里親情報が一元化されていることにより、里親委託候補の選定を円滑に行うことができる。**
- ・ **支部を拠点として、緊急の対応を要する場合等に、柔軟かつ機動的に里親支援を行うことができる。**

連携体制



<例：里親認定・登録までの流れ>



※静岡市里親会との連携部分については、里親個人への依頼（里親の実体験紹介等）も含む。

※上記里親サロン、子どもとの関わり体験、レポートの提出は順不同。個々の状況に応じて児童相談所へ申請後も実施。

連携の工夫

- 関係機関の役割確認を丁寧に実施するとともに、都度情報共有を実施。
 - 児童相談所の各担当係長と里親支援センターのセンター長・次長との連絡会を実施。
 - 里親サロンの企画を里親支援センターの常勤職員が行い、運営を里親支援センターの非常勤職員（里親）や里親会に任せることで、里親のニーズに合ったサロンが実施され、積極的な参加が促される。
 - 説明会やサロン等への協力（里親の実体験紹介等）を里親に依頼。
 - 里親支援センターが里親会の役員会に参加し、里親の意見を聴取しながら事業の運営に反映。

取組の効果

- 里親認定・登録前から、里親支援センターとの信頼関係の構築に加え、役割に応じて里親が参加協力することで里親希望者が養育のイメージをもつことができる。里親はもとより同時期の里親希望者との横の繋がりが生まれ、里親認定・登録後も里親同士で相談、助け合いの連携関係を構築することができる。
- ①里親認定に係る丁寧な説明、②養育技術の向上のための研修、③マッチングに配慮した調整、④里親が抱える不安や悩みを気軽に相談できる体制、⑤里親同士の相互交流などを里親支援センターが一貫して、継続して行うことで、里親の信頼や安心に繋がる。

里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

里親支援センターの令和7年4月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、34自治体にて実施、55か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数
北海道		
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	○	1
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	2
長野県	○	3

自治体名	実施	設置か所数
岐阜県	○	4
静岡県	○	2
愛知県		
三重県	○	1
滋賀県	○	1
京都府		
大阪府	○	3
兵庫県	○	6
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	1
島根県	○	1
岡山県		
広島県		
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	2
高知県	○	1
福岡県	○	4
佐賀県	○	1

自治体名	実施	設置か所数
長崎県		
熊本県	○	2
大分県		
宮崎県	○	1
鹿児島県	○	1
沖縄県	○	1
札幌市	○	1
仙台市	○	1
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市	○	1
浜松市		
名古屋市	○	1
京都市		
大阪市	○	4
堺市		
神戸市		

自治体名	実施	設置か所数
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
港区		
文京区		
品川区		
世田谷区	○	1
中野区		
豊島区		
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区		
横須賀市		
金沢市		
豊中市		
明石市		
奈良市		
合計	34	55

※宮城県は仙台市と共同実施のため、仙台市のみ設置か所数に1を計上

里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	センター名	施設の形態					
			設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する 施設の状況	
			種別	その他	種別	その他	乳児院	児童養護 施設
1	青森県	里親支援センター弘前	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
2	岩手県	里親支援センターぜんゆう	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
3	埼玉県	愛泉里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
4	福井県	福井県里親支援センター福さと	その他	一般社団法人	その他	一般社団法人		
5	山梨県	エール里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
6	山梨県	里親支援センター・テラ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
7	長野県	うえだ里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
8	長野県	里親支援センター ひまわり	その他	日本赤十字社	その他	日本赤十字社	○	
9	長野県	善光寺大本願乳児院里親支援センターともに	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
10	岐阜県	里親支援センターはこぶね	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
11	岐阜県	里親支援センターこころ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
12	岐阜県	里親支援センターともらす	社会福祉法人		社会福祉法人			
13	岐阜県	里親支援センターむぎのほ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
14	静岡県	里親支援センターいろり	社会福祉法人		社会福祉法人			○
15	静岡県	社会福祉法人春風寮里親支援センターここまる	社会福祉法人		社会福祉法人			○
16	三重県	里親支援センター「ほっこり」	社会福祉法人		社会福祉法人			○
17	滋賀県	里親支援センターしが	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
18	大阪府	里親支援センターおひさま	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
19	大阪府	高鷲学園里親支援センターwith里親	社会福祉法人		社会福祉法人			○
20	大阪府	里親支援センターおむすび	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
21	兵庫県	なごみ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
22	兵庫県	ウェルこころ	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
23	兵庫県	ゆーかり	社会福祉法人		社会福祉法人			○
24	兵庫県	やまもも	社会福祉法人		社会福祉法人			○
25	兵庫県	希望の丘	社会福祉法人		社会福祉法人			○
26	兵庫県	まんまる	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
27	奈良県	里親センターなら	社会福祉法人		社会福祉法人			○
28	和歌山県	里親支援センター「なでしこ」	社会福祉法人		社会福祉法人		○	

里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	センター名	施設の形態					
			設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する 施設の状況	
			種別	その他	種別	その他	乳児院	児童養護 施設
29	鳥取県	里親家庭サポートセンターいろは	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
30	島根県	里親家庭サポートセンターてのひら	その他	日本赤十字社	その他	日本赤十字社	○	
31	山口県	里親養育サポートセンターれりーふ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
32	愛媛県	えひめ里親サポートセンターコイノニア	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
33	愛媛県	里親支援センター 子どもリエゾン	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
34	高知県	結いの実	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
35	福岡県	里親支援センター ウェルツリー	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
36	福岡県	里親支援センター O H A N A	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
37	福岡県	里親支援センター そわか	社会福祉法人		社会福祉法人			○
38	福岡県	里親支援センター リンク	社会福祉法人		社会福祉法人			○
39	佐賀県	里親支援センターこねくと	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
40	熊本県	養育家庭支援センターきらきら	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
41	熊本県	県南里親支援センターゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
42	宮崎県	里親支援センターみやざき	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
43	鹿児島県	里親支援センターもぜもぜ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
44	沖縄県	里親養育支援センターよしみず	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
45	札幌市	興正里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人			○
46	仙台市・宮城県	みやぎ里親支援センターけやき	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
47	静岡市	静岡市里親家庭支援センター	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
48	名古屋市	ほだかの里	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
49	大阪市	大阪市北部里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人			○
50	大阪市	大阪市中央里親支援センター 結い	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
51	大阪市	大阪市南部里親支援センター eye	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
52	大阪市	大阪市東部里親支援センター mikata	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
53	福岡市	ブルームウェル	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
54	熊本市	熊本市里親支援センター アグリ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
55	世田谷区	里親支援センターともがき	社会福祉法人		社会福祉法人			○

児童自立生活援助事業について

【令和4年改正児童福祉法の概要】

- 児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定された。

【支援内容】

- 共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。

【支援対象者】

- 満20歳未満の場合

○措置解除者等であること

- ・措置等（※）を解除された者（※）里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置
- ・母子生活支援施設における保護の解除をされた者
- ・児童自立生活援助事業の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者

➤ 満20歳以上の場合

○措置解除者等であって、各施設等（※１）により相談その他の援助を受けている者で、やむを得ない事情（※２）により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者

（※１）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、児童相談所、里親支援センター、
里親支援事業の事務の委託を受けた者（民間フォスティング機関等）

（※２）やむを得ない事情

- ①高等学校、大学等に在学中の者（入学予定者も含む）
- ②試用期間中の者、試用期間の満了後間がない者、その他就労後間がない者
- ③夜会的養護自立支援拠点事業の利用や公共職業安定所における就職に関する相談等を行い、就学又は就労に向けた活動を行っている者
- ④疾病又は負傷のために③に掲げる活動を行うことが困難な者

【職員体制】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	—	—	—	—

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和7年4月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、74自治体、409か所で実施、Ⅱ型においては、39自治体、104か所で実施、Ⅲ型においては、53自治体、264か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	19	長崎県	○	5
青森県	○	5	熊本県	○	5
岩手県	○	4	大分県	○	1
宮城県	○	9	宮崎県	○	4
秋田県	○	4	鹿児島県	○	6
山形県	○	1	沖縄県	○	5
福島県	○	5	札幌市	○	20
茨城県	○	7	仙台市	○	4
栃木県	○	11	さいたま市	○	12
群馬県	○	3	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	9
千葉県	○	23	川崎市	○	2
東京都	○	19	相模原市	○	3
神奈川県	○	4	新潟市	○	6
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県	○	2	浜松市	○	4
石川県	○	1	名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市	○	6
山梨県	○	2	大阪市	○	5
長野県	○	2	堺市	○	1
岐阜県	○	5	神戸市	○	1
静岡県	○	8	岡山市	○	5
愛知県	○	15	広島市	○	4
三重県	○	2	北九州市	○	5
滋賀県	○	8	福岡市	○	4
京都府			熊本市	○	9
大阪府	○	7	港区		
兵庫県	○	6	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	12	世田谷区	○	3
鳥取県	○	5	中野区		
島根県	○	1	豊島区		
岡山県	○	5	荒川区	○	1
広島県	○	4	板橋区	○	1
山口県	○	6	葛飾区		
徳島県	○	1	江戸川区	○	2
香川県	○	7	横須賀市	○	1
愛媛県	○	8	金沢市	○	1
高知県	○	3	豊中市		
福岡県	○	18	明石市	○	2
佐賀県	○	2	奈良市	○	4
			合計	74	409

児童自立生活援助事業Ⅱ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	10	長崎県	○	1
青森県	○	2	熊本県	○	1
岩手県			大分県	○	3
宮城県			宮崎県		
秋田県	○	1	鹿児島県	○	3
山形県			沖縄県		
福島県	○	1	札幌市	○	2
茨城県			仙台市		
栃木県			さいたま市		
群馬県			千葉市		
埼玉県	○	4	横浜市	○	3
千葉県			川崎市	○	1
東京都	○	11	相模原市		
神奈川県	○	8	新潟市	○	1
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県			浜松市	○	3
石川県			名古屋市	○	2
福井県	○	2	京都市	○	4
山梨県			大阪市	○	4
長野県	○	2	堺市		
岐阜県	○	3	神戸市	○	2
静岡県	○	2	岡山市		
愛知県	○	1	広島市	○	1
三重県			北九州市		
滋賀県	○	1	福岡市	○	1
京都府			熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	4	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県			世田谷区		
鳥取県			中野区		
島根県			豊島区		
岡山県			荒川区		
広島県	○	2	板橋区	○	1
山口県	○	4	葛飾区		
徳島県			江戸川区		
香川県			横須賀市		
愛媛県			金沢市	○	1
高知県	○	1	豊中市		
福岡県	○	2	明石市		
佐賀県			奈良市		
			合計	39	104

児童自立生活援助事業Ⅲ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	26	長崎県		
青森県			熊本県	○	4
岩手県			大分県	○	2
宮城県			宮崎県		
秋田県			鹿児島県	○	4
山形県			沖縄県	○	2
福島県	○	1	札幌市	○	15
茨城県	○	2	仙台市	○	4
栃木県	○	3	さいたま市	○	5
群馬県	○	1	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	7
千葉県	○	14	川崎市	○	3
東京都	○	12	相模原市	○	3
神奈川県	○	2	新潟市	○	6
新潟県	○	5	静岡市	○	4
富山県	○	1	浜松市		
石川県			名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市		
山梨県			大阪市	○	8
長野県			堺市	○	1
岐阜県	○	1	神戸市	○	5
静岡県	○	4	岡山市		
愛知県	○	8	広島市	○	4
三重県	○	8	北九州市	○	3
滋賀県	○	7	福岡市	○	4
京都府	○	2	熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	10	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	3	世田谷区		
鳥取県	○	5	中野区		
島根県			豊島区		
岡山県	○	8	荒川区	○	1
広島県	○	2	板橋区		
山口県	○	5	葛飾区	○	1
徳島県			江戸川区		
香川県	○	1	横須賀市		
愛媛県	○	8	金沢市		
高知県	○	5	豊中市		
福岡県	○	5	明石市		
佐賀県	○	1	奈良市		
			合計	53	264

社会的養護経験者等に対する支援等の周知について

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、施設退所後等に困難に直面した場合等に相談窓口の情報や支援内容等が予め社会的養護経験者等に確実に届くことが極めて重要である。そのため、社会的養護経験者等に対して、相談先や受けられる支援に関する周知に活用いただくことを目的として資料（チラシ）を作成し、「社会的養護経験者等に対する支援等の周知について」（令和6年10月9日付こ支家第516号こども家庭庁支援局家庭福祉課長）において、お示ししているところであるが、本チラシの活用を含め、社会的養護経験者等に確実に必要な情報が届くよう改めて対応をお願いする。

《児童自立生活援助事業 左：低年齢児用 右：高年齢児用》

施設 里親家庭 など
暮らしていたみなさんへ

あなたを応援する
ひとたち（おとな）がいます。

うれい かない

暮らしていた 施設 里親家庭

ちか 近くの 児童相談所 に

うれい かない

いつでも連絡してください。

どんなときでも、あなたを応援します。

生活に関する
相談・支援

生活する場所

これまで暮らしていた施設、
里親家庭や、アパートなどで、
もう一度生活することが
できます。

※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。
※義務教育を終了した方が対象で、利用するためには児童相談所の決定が必要です。

問い合わせ先 事業所名 所在地 電話番号

施設 自立援助ホーム 里親家庭
などで暮らしていたみなさんへ

困ったときは、
暮らしていた 施設 自立援助ホーム 里親家庭 や
お近くの 児童相談所 に
連絡してください。

心や身体が
つらい…
話したい

『児童自立生活援助事業』を利用することができます

※義務教育を終了した人が対象です。 ※利用するためには児童相談所の決定が必要です。

生活する場所

- これまで暮らしていた施設、自立援助ホーム、里親家庭、アパートなどで生活することができます。
- 既に施設、自立援助ホーム、里親家庭などを離れて、生活している方も対象です。

生活に関する
相談・援助など

- 自立した生活が送れるように、就労、対人関係、金銭管理、食事などの相談や援助を行います。
- 必要に応じて、市町村など関係機関と連携して支援を行います。

※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先 事業所名 所在地 電話番号

《社会的養護自立支援拠点事業》

家に
居場所がない！

家族に
自分の気持ちを
話せない

心や身体が
つらい

困ったときは、
お近くの **社会的養護自立支援拠点事業所** に
連絡してください。

こんな支援を受けることができます

対象は、

- ・施設や里親家庭で暮らしていた方
- ・児童相談所と関わりがあった方
- ・家庭のことを誰にも相談できない方などです。

若者同士で話や
情報交換できる
交流の場があります。

住まい、家庭、対人関係、
就労などについて支援員が
相談に乗ります。

さまざまな機関と連携して、
あなたにとって必要な
支援を提案します。

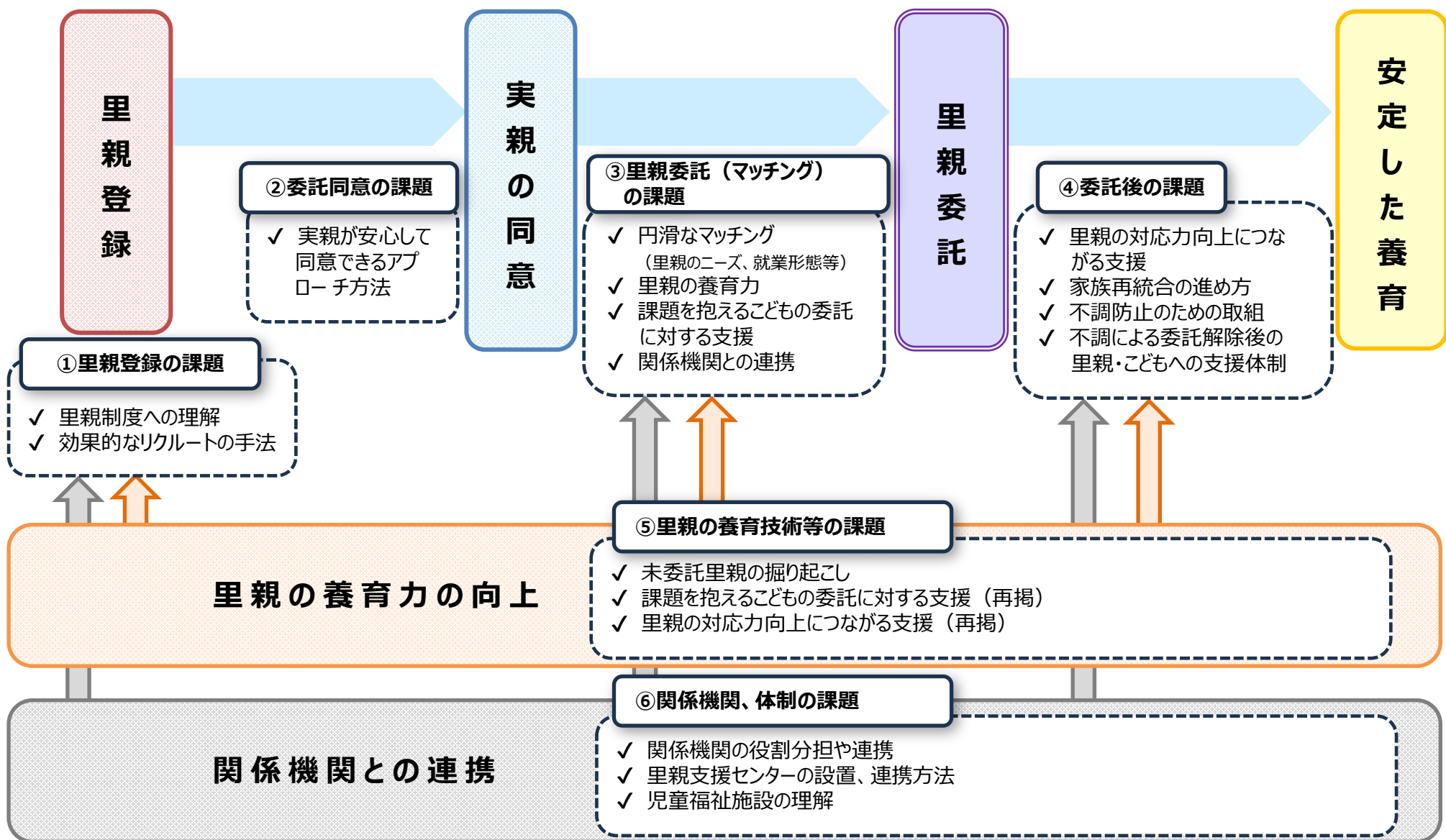
※社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先 事業所名 所在地 電話番号

里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について

- 第1回自治体間ネットワーク会議（令和6年6月26日開催）では、こども家庭庁において、各自治体における里親等委託の現状を評価・分析を行った上で、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理。
- このため、令和6年度においては、6つの課題を2つずつに区切って自治体間ネットワーク会議（第2回：同年9月24日開催、第3回：同年12月13日開催、第4回：令和7年3月11日開催）を開催。
- 具体的には、各会議において、課題に対する解決例として自治体の取組内容のみならず、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等をお示しするとともに、より効果的と思われる取組事例については自治体に直接プレゼンを行っていただき、その後、実際に取組を行うまでの課題等について、チーム毎に分かれて意見交換も実施。

○里親等委託の更なる推進のための課題整理



自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について①

< ① 登録里親の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 里親制度の理解 - i 周知広報の目的が未整理 - ii 周知広報が定例的、限定的 - iii 里親登録を促すターゲットが不明確 - iv 市区町村との連携が不十分 ✓ 効果的なリクルート - v リクルート手法の形骸化 - vi 里親登録が増加しない要因分析の未実施	- i 小中高校等を通じて保護者や教職員等にチラシを配布 ショッピングセンター等で啓発グッズを配布 - ii 休日や平日夜間の里親相談会の開催 公式LINEを活用した里親制度の周知や説明会の実施 - iii 高校の吹奏楽部とタイアップし演奏会の前後に観客等にチラシの配布 不妊治療機関と連携した周知広報 - iv 施設が持つ地域とのネットワークや民間フォスティング機関を活用した市町広報誌や子育て情報誌、地域イベントにブースへの出店、保育士を目指す学生、民生・児童委員及び学校教員にターゲットを絞って周知広報を実施 - v 人気漫画家とコラボしてリーフレット・クリアファイルや動画等の作成 - vi 里親登録の動機や生い立ち等を丁寧に聴取し、里親に対する現実とイメージに齟齬が生じないように、経験豊富な先輩里親による講義の実施

< ② 実親への委託同意の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 実親が安心して同意できるアプローチ方法 - i 児童相談所職員の家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理解が不十分 - ii 実親の里親制度の理解が不十分 - iii 児童相談所職員の経験不足等による里親制度の説明に差異 - iv 児童相談所職員と実親との関係未構築等による限定的なアプローチ	- i 家庭養育優先原則やパーマネンシー保障を念頭に、児童相談所の援助方針会議等で繰り返し検討、乳幼児は里親等委託を基本とし、乳児院から児童養護施設への措置変更は基本的に未実施 - ii 「里親」=「（養子）こどもをとられる」との誤った印象を抱かせないように、「はぐみホーム（養育里親）」という愛称を用いて言葉への先入観を和らげる - iii 保護者の不安を払拭又は和らげるため、どの職員でも同様の説明ができるよう、保護者説明用のリーフレットを作成 - iv 児童相談所と実親との面接場面に施設職員が同席することや、児童相談所職員が施設でのこどもと保護者の交流等に立合い、保護者・施設職員と児童相談所職員の3者で里親等委託のメリット等について情報提供

自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について②

<③ 里親委託（マッチング）の課題>

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 円滑なマッチング - i 里親等の意向や家庭・就業状況の把握方法が不十分 - ii 里親等の養育技術等のアセスメントが不十分 - iii 共働き里親等の保育所等の利用に向けた取り組みが未整備 ✓ 里親の養育力・課題を抱えるこどもの委託に対する支援 - iv 未委託里親への養育力向上に繋がる支援が不十分 ✓ 関係機関との連携 - v 関係機関による定期的な里親等委託に向けた検討の未実施	- i 全ての里親に年 1 回アンケート調査を実施し、委託を希望する里親に全戸訪問未委託里親に対する個別の家庭訪問の実施 - ii 里親支援調査用紙を作成し、随時更新することで里親登録時との変化を把握アセスメントで得られた情報を児童相談所と関係機関とで共有 - iii 委託時に関係機関の職員が里親に同行し里子の転入手続きをサポートすることで、市町の児童福祉や母子保健担当者との顔合わせを行い、その後の市町でのサービス利用が円滑に進むための取組を実施、保育の利用調整優先度判定基準において、里親等に委託されている児童を優先する加点項目の明文化 - iv 約10名程度でピアグループを形成し、学びや研修の分かち合いの機会を確保、早期に里親委託を行うため、ショートステイや託児ボランティア等の里親がこどもと関わる機会を提供 - v 施設が全入所児童の里親等委託の検討結果を児童相談所に提出し、その結果をもとに児童相談所は里親支援センターを交えてマッチングを実施、児童相談所の里親担当と家庭復帰支援員が施設の家庭支援専門相談員に聞き取りし、委託可能な児童の選定の実施

<④ 委託後の課題>

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 里親の対応力向上につながる支援 - i 委託後の里親の養育技術向上の支援が不十分 ✓ 家族再統合の進め方 - ii 家族関係再構築に向けた児童相談所内の役割の明確化と関係機関等との連携体制が未整備 ✓ 不調防止のための取組 - iii こどもの委託に際し、成育歴や特性等の詳細な情報共有が不十分 - iv 里親等と関係機関等との情報共有が不十分 ✓ 不調による委託解除後の里親・こどもへの支援体制 - v 不調による委託解除後の支援が不十分	- i 委託中の里親にアセスメントを行い、支援方針の見直しを実施養育経験のある「レスパイト里親」を選定し、サポート体制を構築 - ii 月 1 回、児童相談所と関係機関等が面会交流の進捗や家族関係再構築について検討 - iii 里親等に児童を紹介する際に「子供の状況シート」を作成し提供施設と同内容・書式による資料を提供し、児童相談所が丁寧に説明 - iv 自治体単独事業を創設し、通常の里親サロンとは別に養育経験のある先輩里親が個別に里親を支援する機会をミニサロンとして提供 - v 委託後における養育困難な（不調）ケースに関して、スーパーバイザーへの個別オンライン相談の実施

自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について③

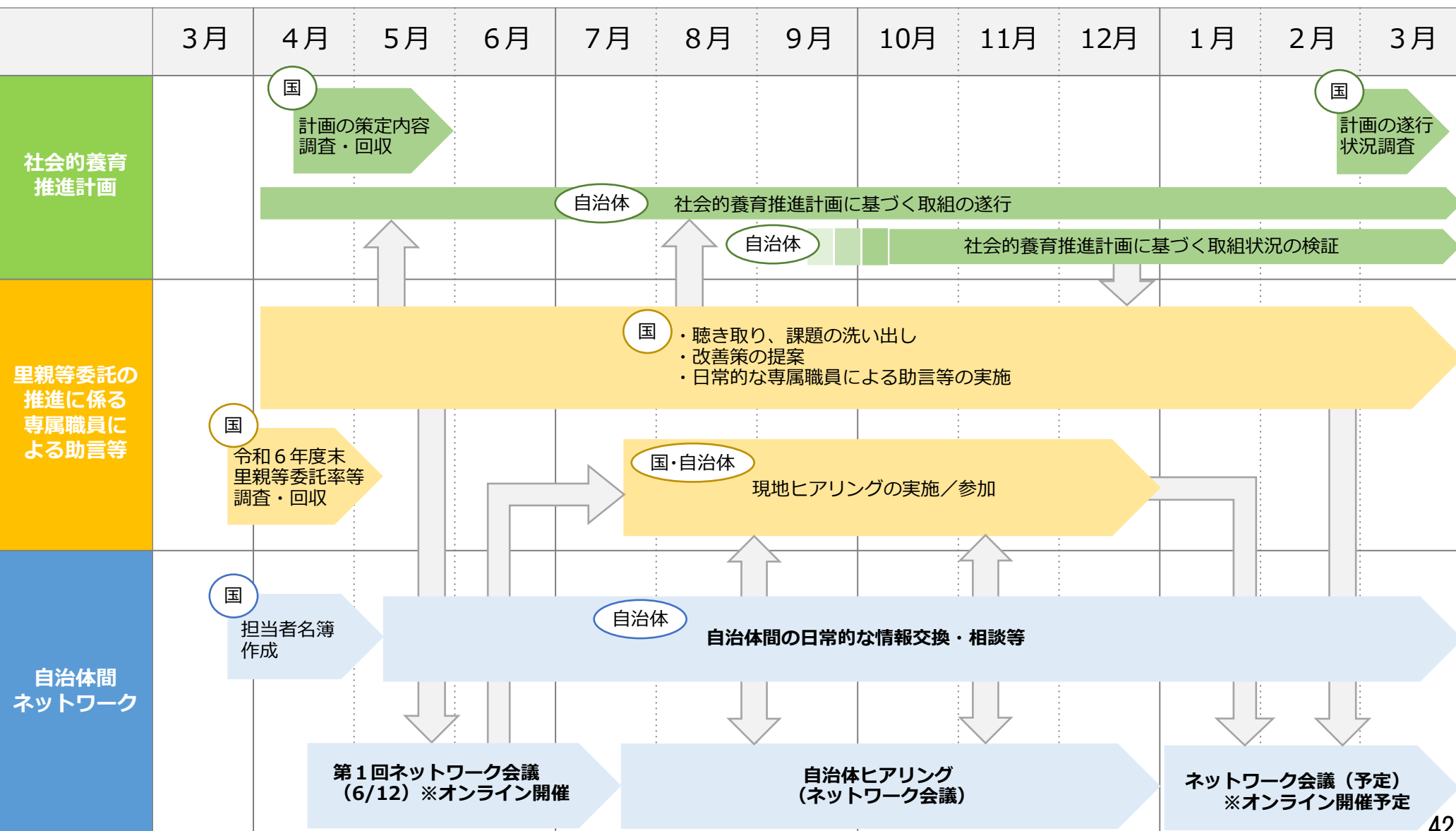
< ⑤ 里親の養育技術等の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 未委託里親の掘り起こし i 未委託里親の状況把握が不十分 ii 未委託里親に対する養育力向上に向けた研修等が不十分	i、ii 未委託里親への家庭訪問により詳細な情報を収集し、委託可能な世帯をリスト化の上、フォスティング機関が委託に向けて研修等を実施 未委託里親の状況を把握し、レスパイトケアや一時保護委託の活動を促し、養育力向上とアセスメントを実施し、委託の可能性を検討 未委託里親が抱えている個々の悩みに応じた個別の養育力向上を図る取組の実施 未委託里親のうち、養育経験はないが乳幼児の委託を希望する者及び既に乳児を受託している者の希望者に対して、保育士とともに乳幼児と過ごすことでこどもとの関わり方や発達過程について理解を深めるため市立保育所での養育実習の実施 未委託里親の養育技術向上を図るため、ショートステイの活用、年11回のテーマ別研修に加え、先輩里親の体験談を聞く機会や施設等を受け皿とした実習の実施

< ⑥ 関係機関、体制の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
✓ 関係機関の役割分担や連携 i 里親等委託推進に向けた市町村等との連携が不十分 ✓ 里親支援センターの設置、連携方法 ii 里親支援センターの活用方法等が十分に理解されておらず設置が未整備 ✓ 児童福祉施設の理解 iii 里親等委託推進に対する共通認識が不十分なため、関係機関との連携体制が未整備	i 里親登録時の家庭訪問調査に、市町村の児童福祉担当職員に同行してもらい、新規登録里親に関する情報共有や市町村の児童福祉担当職員との顔合わせを実施 児童相談所と里親支援専門相談員との連絡会議に児童家庭支援センターが参加、必要に応じて児童家庭支援センターの心理職が里親家庭の訪問・支援等を実施 ii 県と政令指定都市が里親支援センターを共同実施し、県内全域をカバーする体制を展開 児童相談所の体制の補完や里親へのフォロー強化等の利点を踏まえ、全児童相談所管轄区域に1か所の整備を実施 iii 里親登録後の乳児院等での養育実習や児童相談所のほかフォスティング機関や里親支援専門相談員等による連絡会の実施 里親、ファミリーホーム、施設、里親支援専門相談員で構成し、支援者間の顔が見える協議会の立ち上げ、研修会の実施

令和7年度 自治体間ネットワーク会議等のスケジュールについて



その他

○以下の4点について、都道府県等に対して周知。

① **里親が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて**

- ・現に里親登録されている者が他の都道府県等に転出し、転出先の居住地においても里親となることを希望する場合において、転出前の都道府県等が把握している里親の状況や知識・経験等を転出先の居住地の都道府県等と共有することが、里親名簿の登録の決定や里親家庭の選定（マッチング）等を行う際に有効であると考えられることから、都道府県間における情報の共有について積極的に実施すること。
- ・転出先の都道府県等においては、提供された里親に係る情報等を踏まえ、基礎研修の免除及び登録前研修のうち実習を免除し、負担軽減に努めること。

② **里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて**

- ・里親となることを希望する者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の類型に応じた要件に沿って登録又は認定の可否を判断すること。
- ・こどもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、里親の状況や知識・経験等について考慮した上でマッチングを行うこと。

③ **里親身分証明書の導入について**

- ・里親として児童の養育を行う際、様々な機会において、里親と当該里親への委託児童との関係性を明らかにしなければならない場面があると考えられるが、そうした場面において里親が円滑に対応できるよう、里親身分証明書の導入について検討すること。

④ **保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について**

- ・保育所等の優先利用の対象として考えられる場合として社会的養護が必要な場合を例示しているところであり、これには児童が里親に委託されている場合も含むこととしているため、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図ること。

○養育里親研修カリキュラム

※ 実施機関は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 養育里親を希望する者を対象とする	○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。	1 日 ＋ 養育実習 1 日 程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要するこどもの理解 ③地域における子育て支援サービス ④先輩里親の体験談・グループワーク ⑤養育実習Ⅰ
(2) 登録前研修 養育里親を希望する者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする	○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。	2 日 ＋ 養育実習 2 日 程度	①里親制度の基礎Ⅱ ②里親養育の基本 ③こどもの心 ④こどもの身体 ⑤関係機関との連携 ⑥里親養育における様々な課題 ⑦こどもの権利擁護 ⑧里親同士によるピアサポート ⑨先輩里親の体験談・グループワーク ⑩養育実習Ⅱ
(3) 更新研修 養育里親登録又は更新後 5 年目の養育里親を対象とする	○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。	1 日程度 ＋ 養育実習 1 日 程度	①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解 ②こどもの発達と心理・行動上の理解 ③里親養育における課題や対応上の留意点 ④意見交換・グループワーク ⑤養育実習

(1)基礎研修（期間：1日＋養育実習1日程度）

・養育里親希望者を対象とする

目 的	内 容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。	①里親制度の基礎Ⅰ ➤ 里親制度の意義と変遷 ➤ 里親の種類や役割 ➤ 里親家庭における生活イメージ 等	➤ 里親制度の基礎知識として、これまでの制度の変遷をふまえて意義について確認する。 ➤ 里親の種類や役割について理解する。 ➤ 可能な範囲でロールプレイや映像等を用いて、里親家庭として実際にこどもを迎え入れた際の生活がイメージできるように促す。
	②保護を要するこどもの理解 ➤ 児童虐待問題 ➤ 保護を要するこどもの現状 ➤ こどもの多様性（性、文化等） 等	➤ 児童虐待の基礎知識、保護を要するこどもが育ってきた生活環境やこどもと家族等との関係、こどもが持つ多様な背景等について学び、保護を要するこどもへの理解を深める。
	③地域における子育て支援サービス ➤ 地域における子育て相談・各種支援サービス等 等	➤ 社会的養護のこどもの養育を継続的に担うために、利用可能な地域の子育て相談窓口や支援サービスの内容について把握する。養育里親希望者は自身の家庭内の家事や育児についての考え方や時間配分等を振り返り、足りない部分を補うためにどのような支援が必要なのか整理する機会とする。
	④先輩里親の体験談・グループワーク ➤ 里親希望の動機 ➤ 里親に求められる役割 等	➤ 先輩里親の体験談・グループワークは、養育里親希望者同士が先輩里親とのつながりを作る機会として有効である。 ➤ 里親希望の動機を共有するとともに、可能な限り養育里親希望者らと境遇に近い里親から、これまでの委託経験を話してもらうことで、里親に求められる役割を理解し、里親家庭での生活イメージを膨らませる。
	⑤養育実習Ⅰ ➤ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➤ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➤ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➤ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➤ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➤ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める 等	➤ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➤ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➤ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➤ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。

(2) 登録前研修（期間：2日＋実習2日程度）

・ 養育里親希望者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする

目 的	内 容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。	①里親制度の基礎Ⅱ ➤ 家庭養育優先原則、パーマネンシー保障 ➤ 社会的養護に関する各種法令（児童福祉法、里親が行う養育に関する最低基準、里親及びファミリーホーム養育指針等） 等	➤ 家庭養育優先原則（※1）とパーマネンシー保障（※2）について理解する。 ➤ 里親が行う養育に関する最低基準や里親及びファミリーホーム養育指針等により里親の役割と家庭養護における養育について確認する。 （※1）予防的支援により家庭維持のために支援を行うとともに、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する。これらが代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所の措置を行うこと。 （※2）永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。
	②里親養育の基本 ➤ 里親等委託におけるプロセス（マッチング、委託前交流、委託開始時および委託後の支援、委託解除時の流れ、諸手続き等） ➤ こどもと実親との交流 等	➤ 里親等委託にあたっては、こどもを中心にマッティング、委託前交流の期間や頻度等について検討されることを理解した上で、委託開始までのプロセス等について把握する。 ➤ 里親委託後も、家族再構築に向けてこどもと実親が交流することについて理解する。
	③こどもの心 ➤ こどもの心の発達過程 ➤ 保護を要するこどもの発達と委託後の適応 ➤ アタッチメント 等	➤ こどもの心・身体の発達過程について学ぶ。 ➤ 保護を要するこどもは、心や身体の発達においてどのような点が阻害されている傾向にあるのかを把握することで、里親家庭における養育での対応や配慮が必要な点について理解を深める。 ➤ 映像等で実際のこどもの姿を見ながら、こどもの年齢に応じて必要な関わり方、健診、健康管理や事故予防の観点など必要な養育技術を学べるようにする工夫が有効である。
	④こどもの身体 ➤ こどもの身体の発達過程 ➤ 乳幼児健診、予防接種、栄養、障害、事故予防等 等	
	⑤関係機関との連携 ➤ 地域における関係機関（児童相談所、里親支援センター、学校、保育所、児童発達支援センター、医療機関等） ➤ 関係機関とのチーム養育 等	➤ 地域の関係機関を紹介するだけでなく、各機関と協働してチームでこどもを養育していくことを理解する。 ➤ 委託後に里親等が相談できる相手を増やし、里親等自身の抱え込みを防ぐという点において重要である。

目 的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
	⑥里親養育における様々な課題 ➤ 委託後の里親家庭の変化（実子への影響や実子への説明等も含む） ➤ こどもの抱えるトラウマ ➤ こどもとのコミュニケーション ➤ ライフストーリーワーク 等	➤ こどもの委託後にどのようなライフスタイルの変化が生じるか、養育里親希望者自身に想像してもらうことが有効。また、丁寧にマッチングや交流を重ねたとしても、こどもの抱えるトラウマや特性等により、日々の生活やコミュニケーションにおける課題が生じる可能性があり、あらかじめ課題に対する対応等を検討しておくことが大切である。 ➤ こどもの成長に応じてライフストーリーワークを実施することで、こどもが自分の気持ちを整理すること等に繋がることについて知る。
	⑦こどもの権利擁護 ➤ こどもの権利擁護、意見表明支援 ➤ 被措置児童等虐待の防止 等	➤ こどもの権利擁護と意見表明に関する支援について学ぶ。 ➤ 被措置児童等虐待の定義や対応の流れ等を把握し、被措置児童等虐待を予防するための視点について理解する。
	⑧里親同士によるピアサポート ➤ 里親会の自助グループや里親支援センター等の関わり 等	➤ 里親会等の自助グループの活動内容等について理解を深める。その際、里親会等を研修講師として招くことで、養育里親希望者と里親会等が繋がる機会とする。 ➤ 里親会等の自助グループがない地域では、里親支援センター等を介した里親同士の繋がりや支え合いについて知る。
	⑨先輩里親の体験談・グループワーク ➤ 里親自身のメンタルヘルス、セルフケア 等	➤ 障害等のあるこどもの養育や思春期における対応等、養育上の苦労や工夫等について共有し、里親自身のメンタルヘルスを保つ等、セルフケアの必要性について考える機会とする。
	⑩養育実習Ⅱ ➤ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➤ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➤ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➤ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➤ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➤ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める 等	➤ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➤ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➤ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➤ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➤ 養育実習先は児童福祉施設等と里親家庭等とを組み合わせることで、様々なこどもの育ちについて考える機会とし、これまでの研修を通した上で、里親家庭への理解を深めるための実習とする。

(3)更新研修（期間：1日程度＋必要性や希望等に応じて養育実習1日）

・養育里親登録及び更新後5年目の養育里親を対象とする

目 的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。	①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解 ➢ 社会情勢、児童福祉法や児童虐待防止法に関する施策や制度等の理解 等	➢ こどもを取り巻く社会情勢や法改正等について学ぶことにより、里親に求められる役割等を振り返る。特に、前回の法定研修受講時に取り扱われていない内容は、新たに学ぶ機会とする。
	②こどもの発達と心理・行動上の理解 ➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達と心理、行動への影響 等	➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達、心理や行動について学ぶことにより、委託されるこどもへの理解に繋がることを示す。
	③里親養育における課題や対応上の留意点 ➢ 研修受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点 等	➢ 未委託の場合も含め、研修受講者のニーズに応じて、今後起こりうる養育上の課題を取り上げ、里親自身の強みと課題を整理し、対応方法を検討する。
	④意見交換・グループワーク ➢ これまでの養育経験の振り返り ➢ 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換、課題解決に向けたグループワーク 等	➢ 養育上で悩んだことや支えになったこと、こどもと里親の双方にプラスになったこと等を話し合い、これまでの経験を振り返る。 ➢ 他の里親の体験談等を聴くことで、自身の養育の振り返りや委託希望条件等を見直す機会とする。
	⑤養育実習 ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める 等	➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➢ 可能な範囲で、これまでに養育実習等の経験がない実習先での実施を検討する。

○各研修内容の振り返り

・基礎研修、登録前研修、更新研修について、それぞれ終了時に研修全体を通した振り返りを行い、研修実施者や里親支援センター等からフィードバックを受けることで、研修内容の充実が期待できる。

内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○研修内容を振り返る課題の提出（アンケート、レポート等） ➤ 研修内容で印象に残ったこと、感じたこと、疑問点等の記述 ➤ 養育実習を通したこどもへの理解 等	➤ 養育里親希望者等は、研修を受けて感じたことや考えたことを振り返ることにより、研修受講前後の里親養育に関する知識や考え等の変化を明らかにすることが可能となる。 ➤ 養育実習の前後で、こどもへの理解に対する変化等を確認し、社会的養護のこどもに望まれる里親等の役割について確認する。
○振り返り面談の実施 ➤ アンケート、レポート等の内容についてのフィードバック ➤ 不安や疑問等に関するフォロー ➤ 里親等委託にむけたアセスメント 等	➤ アンケートやレポート等の内容について、フィードバックを行うことで、養育里親希望者等は振り返り内容が深まり、今後の里親等委託や委託継続に向けた動機づけが高まる。 ➤ 面談を通じて開示された養育里親希望者等の不安や疑問等は、可能な限り面談時間内に、話し合いによって丁寧なフォローを行うことが重要である。 ➤ 研修実施者や里親支援センター等が養育里親希望者等の研修内容をともに振り返ることで、養育里親希望者等の養育技術や社会的養護のこどもに対する考え方をアセスメントする機会となる。 ➤ 実施に当たっては、養育里親希望者等の状況に応じて、適宜工夫することが必要。